

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 37

### エジプト – 公的手数料値上げの遅延

エジプト商標局が予定している商標およびデザインに関する公的手数料の値上げは、追って通知があるまで現在保留の状態にあります。当初は、2019年の省令第179号が定める通り、2019年9月5日に手数料の値上げが実施される予定でした。しかし、これら値上げは、商標局で未だ実施されておらず、今後いつ導入されるのかも明らかになっていません。

### クウェート – 商標登録出願の審査結果に対する不服申し立ての新しい手続き

2015年12月にGCC商標法がクウェートに導入されて以来、クウェートの商標局および裁判所は、GCC商標法の規定について独自の解釈を構築してきました。

クウェートでのそういった展開の一つに、GCC商標法の第13条に基づく不服申し立て手続きの解釈があります。第13条は次のように定めています：

1. 登録出願人またはその代理人は、所轄官庁による登録の拒絶または一定の条件下での保留の決定に対し、決定通知日から60日以内に、本法の実施規則が設ける委員会に不服を申し立てることができる。さらに出願人は、委員会の決定に対しても、決定通知日から60日以内に、管轄裁判所に控訴することができる。
2. 登録出願人が、登録の拒絶または一定の条件下での保留の決定に対し、規定の期間内に不服申し立てを行わなかった、または、規定の期間内に所轄官庁の要求を実行しなかった場合、出願者はその申請を諦めたものとみなされる。

つまり、第13条は、審査官が出願を拒絶した場合、関連委員会への不服申し立てだけが、出願人に与えられた唯一の選択肢であると定めています。

しかし、特に審査官が比較的些細な理由で（例えば、商標の指定商品または指定役務の内容に関して審査官が懸念を示した場合など）、その出願に異議を唱えた場合、この公式の拒絶と不服申し立ての手続きは適切ではないかもしれません。

そのため、クウェート商標局は、独自の不服申し立て手続きを定めました。商標局は、下記のいずれかを行うための期間として、さらに30日間の期限を設けました：

- 審査官と拒絶理由について協議し、決定の撤回を試みる
- 商標出願を補正する

この 30 日の期限が過ぎると、出願者は商標出願を補正する権利を失い、第 13 条の規定に基づき、60 日以内に正式な不服申し立てを提出しなければなりません。

したがって、クウェートでは、GCC 商標法を採用している他の国々よりも早急に、審査官が唱える異議を検討し、対処する必要があります。

### サウジアラビア — 氏（姓）の商標登録

国際商標協会 (INTA) は、2019 年 7 月 22 日に発布された 閣僚決議を受け、サウジアラビア商標局は、商標の定義を広げ、今後、氏（姓）の登録も認めるとの内容の会報を発行しました。

INTA 会報によると、商標局は以下の要件を考慮するとされています：

- その氏が、絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由の要件を満たしているかどうか
- 商標出願の形式要件が満たされているかどうか
- 商標が出願人の氏であるかどうか
- 出願商標の氏が、市場で 10 年以上存在する組織のものであり、消費者がその商標を苗字としてではなく、その組織を示すものとして認識しているかどうか
- その氏が、宣伝活動により広く認識され、有名であるかどうか
- その商標が、氏だけで構成されたものではなく、他の言葉および／または図形要素を含むものであるかどうか

なお、INTA 会報が言及する閣僚決議は、サウジ商業投資省 (MCI) やサウジ知的財産総局 (SAIP) からの公表は確認できていません。しかし、（サウジアラビアで導入された）GCC 商標法には、次のように、商標としての名前の登録に関する具体的な規定が含まれることは注目すべき点です：

- GCC 商標法第 2 条は、商標の定義に「名前」を含むことを（つまり、名前は商標として登録が可能であることを）明らかにしています。
- GCC 商標法第 3/7 は、第三者の名前は、本人（あるいは後継者）がその名前の使用を事前に許可しない限り、登録することを禁止されています。そのため、この制限は、上記の閣僚決議が定める要件に加えて適用されると考えます。

### サウジアラビア — サウジ知的財産総局が WIPO との覚書 (MoU) に調印

2019 年 9 月 30 日から 10 月 9 日にかけて第 59 回 WIPO 加盟国総会がジュネーブにて開催されました。

サウジ知的財産総局 (SAIP) は、サウジアラビアにおける知的財産分野の国家研修施設の開設へ向けて、総会にて、世界知的所有権機関 (WIPO) との覚書に調印しました。

SAIP は、サウジアラビアの開発を目的に知的財産の利用を促進するプロジェクトを実施する予定であり、この覚書によって、SAIP と WIPO が協力して、サウジアラビアにおける知的財産の開発を援助する訓練プログラムのカリキュラムを構築することを目指しています。

#### **サウジアラビア — 商標登録への異議申し立てに対する決定後の期限**

第 59 回 WIPO 加盟国総会にてサウジ知財総局 (SAIP) は、米国特許商標庁 (USPTO) と特許審査ハイウェイ (PPH) 協定を結びました。

SAIP は、この協定の目的は、米国におけるサウジ特許の登録手続きの短期化と、米国特許のサウジアラビアでの登録出願の推進により、二国間の協力を強化し、投資を誘致することにあるとしている。

#### **アラブ首長国連邦 — 商標登録への異議申し立てに対する決定後の期限**

UAE 商標局は 2019 年 10 月 2 日に回報を発行し、商標局が商標登録への異議申し立てに対する決定を下した後の手続きに関して変更を告知し、変更はすでに実施されました。

同回報によると、商標登録への異議申し立ての棄却が通知され、商標出願の登録が認められた場合、出願者は、異議申立人の不服申し立て期限の満了後すぐに登録証明の申請を行う必要があるとされています。

そして、不服申し立ての期限は、決定の通知日から 15 日間とされています。この期間内に不服の申し立てがなければ、出願人は、その期限日から 30 日以内に登録証明書の申請を行わなければならなくなりました。従前は、不服申し立ての期限満了後、罰金の支払いなしに、いつでも登録証明書の申請を行うことができました。

出願者が、この 30 日以内に登録証明書の申請を行わなかった場合、証明書の発行前に、罰金の支払いが求められます。

#### **アラブ首長国連邦 — 商標登録への異議申し立てと不服申し立て手続きの変更**

UAE 商標局は回報にて、2019 年 10 月 6 日以降、UAE 商標局が、完全統合型のオンラインプラットフォームを通して、商標登録への異議申し立ておよび不服申し立てを扱うことを告知しました。

2019 年 10 月 6 日以前は、UAE 商標局に対する異議申し立てや不服申し立ては全て、紙面にて、証拠書類一式とともに、商標局の窓口へ直接提出することになっていました。

# JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

كلايدانكو  
CLYDE&CO

このオンラインプラットフォームの導入後、書類の窓口への提出は受け付けられていません。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 37

[著者]

CLYDE & CO

كليراندكو  
**CLYDE&CO**

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、CLYDE & CO が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。